

笠岡市議会改革

基本方針・実施計画

平成 13 年 3 月

笠 岡 市 議 会

はじめに

地方議会の活性化に向けた取り組み論議に大きく火をつけたのは、地方分権推進委員会の第二次勧告において「地方議会の活性化」の項目が取り上げられたのがきっかけである。その後、様々な形で議論が重ねられ、平成11年7月に地方分権一括法が公布された。

地方分権は、地域社会の多様な特殊性を尊重し、地域社会の積極参加を前提に市民の意思を反映した政治と行政が実現される体制を目指している。しかし、施行後1年余りが経過するが、目に見えた形で分権があらわれていない。地方分権が真の意味で実現するには、地方に税財源が委譲され、地方分権がさらに市民にまで浸透していく必要がある。そのための議会としての役割は、議会が活性化し、地方分権に真剣に取り組むことであると考えられる。

笠岡市議会として、議会本来の機能をより充実させるためにはどうしたらいいのか。地方分権を機会に、行政改革と議会改革の両面の推進に向けて、議員自らの発想の転換と研鑽と努力を行うことなど、議会改革の第一歩を平成10年12月17日の全員協議会において「笠岡市議会行政改革推進懇談会」を議会内に設置し、本質的な問いかけを行ってきた。

平成12年の議会改選後も引き続いて、同年5月に「行政改革推進特別委員会」を設置し検討を重ねて来た。特別委員会においては、市民アンケートを11月に実施して市民の声を反映さすべく取り組んでいる。

議会改革は、永遠の課題としてとらえ、継続して取り組んでいくことに意義があり、今回取り上げている13項目に限らず問題点が生じた場合には、協議・検討していく所存である。

目 次

1	地方議会が抱える役割と課題	1
2	基本方針	1
3	重点事項	2
4	実施項目	2
5	検討期間及び実施年度	3

(1)	議員定数について	4
(2)	常任委員会について	6
(3)	本会議運営について (対面方式の導入)	7
(4)	議会運営委員会の構成について	9
(5)	議会の情報提供について	11
(6)	各種審議会・委員会等の就任に ついて	12
(7)	会派代表者会議のあり方について	14
(8)	議員報酬について	18
(9)	政務調査費について	20
(10)	費用弁償について	21
(11)	議員研修について	22
(12)	交流事業について	24
(13)	行政視察について	25

笠岡市議会改革 基本方針・実施計画

1 地方議会が抱える役割と課題

地方分権の進展に伴い、地方議会の果たすべき役割は飛躍的に拡大するといえる。

機関委任事務の廃止に伴う条例制定権の拡大、法定外目的税の創設に見る自主課税権の拡大など、地方公共団体の意思決定機関としての責任は重くなり、同時に地方議会本来の機能である首長に対する監視、牽制、批判などのチェック機能などの重要性が増してくる。

さらに、近い将来に解決すべき課題として、「地方議会議員の位置付けと処遇」の問題がある。現在の地方議員は、非常勤の特別職公務員であるが、開会中の議会活動だけに限らず閉会中も市民の要望を取り上げるための活動をしており、会期中の本会議や委員会における審議や閉会中の委員会審査だけを議員の公的な活動と定義づけることは実態にそぐわなくなっている。にもかかわらず、かつての名残である議員の名誉職的な意識が依然として巷間残っており、議員本来の活動を大きく阻害している。このため議員にふさわしい活動と生活を維持することができる環境を整える必要がある。

2 基本方針

地方分権が進められ国と地方が対等・協力の関係となった今日、国の立法範囲は縮小し、その多くが地方自治体の条例に委ねられることになった。それに伴い地方自治体の責任と役割は、従来にもまして重くなり、議会の執行部に対する監視・監督・監査機能がより一層求められている。

こうした状況下においては、民主主義の根幹である議会の機能の向上、とりわけ民意の反映を図る「議会の活性化」の方策の検討を行う必要がある。

そうした検討の一方で、現下の財政事情を勘案し、簡素で効率的な議会運営が行われるよう検討する必要がある。

3 重点項目

- (1) 行財政運営がますます複雑多様化し、高度化・専門化する中にあって、時代に即した組織機構の見直しを行う。
- (2) 議会審議の活性化を図るため、議会運営の見直しを行う。
- (3) 議会機能の充実強化について検討を行う。
- (4) 議会の情報提供について検討を行う。
- (5) 議会経費の見直しを行う。

4 実施項目

- (1) 議員定数について
- (2) 常任委員会について
- (3) 本会議運営について（対面方式の導入）
- (4) 議会運営委員会の構成について
- (5) 議会の情報提供について
- (6) 各種審議会・委員会等への就任について
- (7) 会派代表者会議のあり方について
- (8) 議員報酬について
- (9) 政務調査費について
- (10) 費用弁償について
- (11) 議員研修について
- (12) 交流事業について
- (13) 行政視察について

5 検討期間及び実施年度

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
(1) 議員定数について	-----▶	-----▶	-----▶		-----▶
(2) 常任委員会について	-----▶		-----▶	-----▶	-----▶
(3) 本会議運営について	-----▶		-----▶		-----▶
(4) 議会運営委員会の構成について	-----▶				-----▶
(5) 議会の情報提供について	-----▶	-----▶			-----▶
(6) 各種審議会・委員会等の就任について					-----▶
(7) 会派代表者会議のあり方について					-----▶
(8) 議員報酬について	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶
(9) 政務調査費について	-----▶	-----▶			-----▶
(10) 費用弁償について	-----▶			-----▶	-----▶
(11) 議員研修について	-----▶				-----▶
(12) 交流事業について	-----▶				-----▶
(13) 行政視察について	-----▶		-----▶		-----▶

-----▶ は検討期間

-----▶ は実施年度

(1) 議員定数について

現状

笠岡市の市制施行から現在までの議員定数（条例定数）の状況は、

- 昭和 27 年 4 月 29 日選挙 議員定数 30 人
- 昭和 31 年 4 月 25 日選挙 議員定数 36 人
- 昭和 35 年 4 月 24 日選挙 議員定数 30 人
- 昭和 63 年 4 月 17 日選挙 議員定数 26 人

である。

平成 11 年 7 月に地方自治法第 91 条（市町村議会の議員の定数）が改正され、現行の法定定数制度を廃止し、地方公共団体自らが議会の議決を経て、条例により平成 15 年 1 月 1 日までに議員定数を定めることとなった。

笠岡市議会は、「笠岡市議会行政改革推進懇談会」を設け、検討を重ね「現状維持」の結論を出した。その結論を平成 11 年 11 月 8 日の全員協議会で、「地方自治法の見直しもあり、現時点では現行 26 名とし、地方自治法の改正まで引き続き検討を行っていく。」との会長報告を行った。その内容は、議員定数を「議会の機能面について」、「将来面について」、「行政改革面について」、「市民感情の面について」の 4 項目に渡って報告している。

- ① 「議会の機能面について」は、「議員の数を減らすことは、機能面においてはマイナスに働く。」と判断する。
- ② 「将来面について」は、「現時点では議員定数を改正するのではなく、条例制定時（平成 15 年 1 月まで）に間に合うよう結論を出すべきである。」と判断する。
- ③ 「行政改革面について」は、「行政改革の本来の目的は、行財政の情性的運営を見直し、新しいニーズにあった行政改革を構築するものであり、単に財政を救うためだけ

	<p>に行うものではない。」とした上で、「議員定数を減らし、議会の力を弱めることは、行政改革を進める上でマイナスとなる。」と判断する。</p> <p>④ 「市民感情の面について」は、「民意が議員定数の減なのか、あるいは現状維持なのか、その理由がどのようなものなのか、現時点では民意を判断する明確な材料がなく、現状維持とする。」と判断する。</p> <p>①～④を総合的に判断をして、現時点では現状維持とした。平成 11 年 12 月に「請願第 53 号 議員定数の削減について」が出され、議会運営委員会に付託となり、平成 12 年 3 月議会で不採択とした。</p> <p>平成 12 年 11 月に市民アンケートを実施し、その項目の一つに「議員定数について」を設け市民の考えを尋ねる。</p>
--	---

<p>課題</p>	<p>① 「将来面について」及び「市民感情の面について」を的確に判断し、総合的な観点から結論を出す必要がある。</p> <p>② 議会の機能を損なわない簡素で効率的な議員定数を検討する必要がある。</p> <p>③ 他市の状況等の情報収集を行いながら検討をする必要がある。</p>
-----------	--

【実施計画】

平成 14 年末までに結論を出す。

【実施年度】

平成 16 年改選時から

<p>効果</p>	<p>地方自治法の改正により議員定数は各自治体で定めることになったため、議会の主体性が高まる。</p>
-----------	---

(2) 常任委員会について

現状	<p>常任委員会の数について、笠岡市議会行政改革推進懇談会で「議員定数を検討する際、あらためて検討する。」という検討結果を出した。</p> <p>平成13年4月から施行される「笠岡市事務分掌条例」に沿って、所管事項について委員会条例の一部改正を、平成13年3月定例会に上程、議決した。</p> <p>一方、国においても地方自治法が改正され、人口段階別の常任委員会数の制限を廃止し、それぞれの議会の判断に基づいて常任委員会数を決定できるようになった。</p>
----	--

課題	<p>昭和31年8月の4常任委員会設置時と比べ、事務分掌の内容も大きく変わっている。そのため時代に即した、常任委員会の数・委員の定数を検討する必要がある。</p>
----	---

【実施計画】

平成14年3月議会までに結論付ける。

【実施年度】

平成14年5月の委員会改選時～

効果	<p>① 執行部の組織体制に対応した常任委員会によって委員会の効率的な運営ができる。</p> <p>② 事務分掌の平準化が図れる。</p>
----	---

(3) 本会議運営について (対面方式の導入)

現状	<p>議員が質問・質疑を行う場合、議員は登壇し、議員席に向かって発言するようになっている。このことから、平成 11 年 5 月に議員から議長宛に、「論点が市民にわかりやすいように、人間本来の会話方式で、相手の顔を見ながら質疑・討論を行うことが当然である。」として本会議の質疑方法についての改善要望が出された。</p> <p>これを受け、平成 11 年度に議会運営委員会等において視察・調査を行い、平成 12 年 3 月 14 日の議会運営委員会で、「対面方式の導入について、基本的には了承したが、財政事情が厳しく、好転するまでの間、継続して審議を行っていく。」と保留にしている。</p>
----	---

課題	<ol style="list-style-type: none">① 議場の改装並びに時間制限の問題、一問一答方式の導入の検討が必要である。② CATV の導入により視聴者が聴いて分かる議会運営の検討が必要である。③ 代表質問・一般質問の運営方法の検討が必要である。
----	--

【実施計画】

対面方式の導入については、議員定数との兼ね合いが大きいことから、改選後の来期に導入することを前提に、平成 16 年度予算化を目指し、平成 15 年 9 月までに結論を出す。

※ 対面方式の導入になった場合 (案)
平成 16 年 6 月議会終了後、改装開始 (工期 3 か月とする。)
平成 16 年 9 月議会より導入

【実施年度】

平成 16 年度

効果	<p>① 執行部側に向かって質問することにより、会議に緊張感が生まれる。</p> <p>② 質問・討論等が活性化される。</p>
----	--

(4) 議会運営委員会の構成について

現状

議会運営委員会が法制化される以前、本市では、笠岡市議会運営委員会規定（昭和45年5月9日施行）に基づき、議会運営委員を選出してきた。

この規定によると、選出方法は、「委員は、各常任委員会の委員長及び会派から選出する議員並びに議長が指名する議員をもってこれに充てる。」としている。

副議長については、平成8年5月の選考委員会より、議会運営委員に含めるとした。

しかし、笠岡市議会行政改革推進懇談会の中で、常任委員長を中心とした選出基準では、定数8名のうち、常任委員長4名、副議長1名と残りが3名となるため会派が多数となった場合、ある会派からは委員が選出されないなど、議会を運営していく上において調整が難航する恐れがある等の意見が出た。

懇談会で検討の結果、会派中心で選出を行うという結論を出し、平成12年3月16日の全員協議会において、議会運営委員会の委員の数と、委員の選出方法（会派中心の選出基準）について取り決めがなされた。

☆平成12年3月16日の全員協議会

～議会運営委員会委員の選出について～

- ① 議会運営委員会の委員の数は8名とする。
- ② 会派を中心とした選出方法とし、各会派から1名ずつを議会運営委員会の委員とする。
- ③ 会派に所属しない議員が3名以上の場合、その中から1名を議会運営委員会の委員とすることができる。
- ④(ア) ②、③の結果、議会運営委員会の委員の定数に達した場合は、副議長はオブザーバーとして参加をする。

	<p>(イ) ②、③の結果、議会運営委員会の定数に達しない場合は、まず副議長を議会運営委員会の委員とする。次いで、最大会派から順次1名ずつ選出する。</p> <p>⑤ ②、③、④の選出方法で問題が生じた場合、会派代表者会議に諮り決定する。</p>
--	---

【実施年度】

平成12年4月の改選以降

効果	<p>① 会派から委員を選出することにより、広く意見を反映できた。</p> <p>② 議会内での取り決め、問題処理に迅速に対応できた。</p>
----	---

(5) 議会の情報提供について

現状	<p>現在議会の情報提供として、市議会だよりを年4回発行している。しかし、発行月が議会開催月から2か月遅れとなるなど、情報提供の遅れは否めない。議会だよりの性質上、迅速化は難しいので、笠岡市議会のホームページを開設（平成13年1月26日）し情報提供を行っている。</p> <p>また、平成9年9月議会より、本会議を録画したものを笠岡放送で放映している。</p>
----	--

課題	<p>① 本会議等をリアルタイムで情報提供できるCATV、笠岡市議会のホームページの内容の検討・見直しを行い、情報提供の迅速化を図る必要がある。</p> <p>② 議会の事前情報（質問者の通告一覧表等）を市民に提供する必要がある。</p>
----	---

【実施計画】

- ① 議会の情報をどういった方法で市民に提供できるのか、逆に市民の声をどういった方法で受け止めるのか検討する委員会の設置を、議会内に設置するかどうかを検討する。
- ② 市民と議会の相互理解を目指して、日曜議会・夜間議会・出前委員会（議会）等の開催について検討する。

【実施年度】

平成13年度

効果	<p>① 市民への情報提供が迅速化できる。</p> <p>② 市民に正確に情報が提供できる。</p> <p>③ 市民の声がいち早く議会に伝わる。</p>
----	--

(6) 各種審議会・委員会等の就任について

<p>現状</p>	<p>議会は市民から行政を監視することを付託されている。その立場の者が、政策的な事項を審議する審議会等の内部に委員として就任していることはおかしいことから、平成12年3月16日の全員協議会において、議員の各種審議会の就任について取り決めがなされた。</p>
	<p style="text-align: center;">☆平成12年3月16日 全員協議会</p> <p>笠岡市議会議員は、附属機関等の各種審議会に就任しないものとする。</p> <p>ただし、次の事項のいずれかに該当する附属機関は、この限りでない。</p> <p>① 法令の規定において市議会議員を委員に委嘱することが定められている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・笠岡市民生委員推薦会 ・笠岡市青少年問題協議会 ・笠岡市都市計画審議会 ・監査委員 <p>② 近隣市町との関係で就任の必要がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県西部衛生施設組合井笠広域クリーンセンター運営協議会 <p>③ その他特別な理由がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・笠岡市離島振興委員会 ・表彰審査委員会 ・農業委員会 <p>なお、①、③の附属機関等へ就任する場合は、議会代表として就任する。②は、組合議会の定めに従う。</p>

<p>課題</p>	<p>各種審議会へ議員が参加しないことにより、議員が情報不足になりがちである。</p>
-----------	---

【実施年度】

平成 12 年 4 月の改選以降

効果	議会と行政の関係を明確にできる。(執行部と議会の関係は、あいまいな関係ではなく、よい意味での緊張関係を持つことができる。)
----	---

(7) 会派代表者会議のあり方について

現状

笠岡市議会行政改革推進懇談会において「会派代表者会議で、本来議論すべきと思われる事項が明文化されていないため、議会運営委員会がその範疇を越えた事項まで議論しているケースが多分にある。

このため、会派代表者会議を明文化・常設化し、会議には会派の代表者、つまり会長が権限をもって出席するよう提案するものである。」と検討結果を出した。

これを受け、昭和45年に定められている「笠岡市議会会派に関する内規」の第9条以下の改正を行い、平成11年11月の全員協議会で了承した。

会派代表者会議は、議会全体の運営をスムーズに行うため、必要に応じて議長が召集し、大所高所にたった判断を行うこととし、会派代表者会議での決定事項は、それを尊重するとしている。

☆平成11年11月8日 全員協議会

笠岡市議会会派に関する内規

【昭和45年6月24日 内規第1号】

(組織)

第1条 笠岡市議会（以下「議会」という。）の議員は、議会内において会派を組織することができる。ただし、会派を組織する場合には、議員3人以上でなければならない。

(名称)

第2条 会派は適宜、特定の名称を付するものとする。

(役員)

第3条 会派には役員を置かなければならない。

(重複の禁止)

第4条 議員は一つの会派に属している間、他の会派に加入することはできない。

(組織の届出)

第5条 会派を組織した場合は、代表者から議長に届出なければならない。

2 前項の届出には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)名称

(2)構成員の氏名

(3)役員の職名及び氏名

(4)その他(規約等を設けたときは、これを添付する。)

(変更の届出)

第6条 会派を組織した後、役員の職名の変更及び更迭を行ったとき、又は会派員が脱退したとき、若しくは議員が新たに加入したときは、会派の代表者から議長に届出をしなければならない。

(解散の届出)

第7条 会派を解散したときは、その解散をしたときにおける代表者から議長に届出をしなければならない。ただし、議員の任期満了又は議会解散による解散の場合はこの限りでない。

(効力の発生及び消滅)

第8条 会派を組織し、又は組織した後において議員が会派に加入したときは、その届出を議長が受理した日から組織又は加入の効力を生ずる。ただし、一つの会派に所属していた議員が他の会派に加入した場合は、元の会派の脱退届の提出があった後でなければその効力を生じない。

2 会派を解散し、又は会派員であったものが、その会派から脱退したときは、その届出に記載した解散又は脱退の日からその効力を生ずる。

3 会派の名称又はその役員の名を改したとき、又は役員
の更迭を行ったときは、その届出に記載した変更又は更迭の
日からその効力を生ずる。

(会派代表者会議の設置)

第9条 議会の円満な運営を図るため、議会に笠岡市議会会派
代表者会議(以下「会」という。)を置く。

(構成)

第10条 会は、会派の会長によって構成する。ただし、第1条
に規定する会派を構成できない議員は、当該議員のうちから
協議により1名を出席させるものとする。

2 会長に事故あるときは、代理出席をすることができる。

(招集)

第11条 会は、議長が招集する。

(権限)

第12条 会は、会派間の連絡調整を図るとともに、常任委員会
及び議会運営委員会で審査できない事項並びにその他議長が
必要と認める事に関し、協議決定する。

(委任事項)

第13条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、会で定
める。

付 則

この内規は、昭和45年6月24日から施行する。

付 則

この内規は、平成11年11月8日から施行する。

課題

- ① 会派内の意見調整が、充分に行われていない場合がある。
- ② 会議の検討結果が、会派内に行き渡っていない場合がある。
- ③ 会派構成議員のバランスが崩れた場合、現在の内規に掲げ
ている人数では調整が難しく、実体に即した代表者数とする
ことを検討する必要がある。

【実施年度】

平成11年11月

効果	議会内の運営がスムーズに行える。
----	------------------

(8) 議員報酬について

現状	<p>○全国の状況（平成11年12月31日現在）</p> <p>議員報酬月額全国平均は、438千円であるが、人口規模により相当の格差があり、人口5～10万人規模では、議長では最高776千円、最低は365千円、副議長では最高687千円、最低は315千円、議員では最高622千円、最低は298千円である。平均額は、議長495.8千円、副議長438.4千円、議員408.8千円である。</p> <p>○笠岡市の状況</p> <p>笠岡市の議員報酬は、議長520千円、副議長460千円、議員420千円であり、平成7年4月から据え置かれている。</p> <p>期末手当は、平成11年4月から4.3ヶ月から4.0ヶ月に減額し、さらに平成12年4月から0.15ヶ月減額し3.85ヶ月に減額している。</p> <p>平成11年11月8日の全員協議会で、人事院勧告の有無にかかわらず報酬審議会を毎年開き、その結果を議会に報告するよう、笠岡市議会として執行部に要望した。</p>
----	---

課題	<ol style="list-style-type: none">① 人事院勧告があつたにもかかわらず報酬等審議会が開かれていない。② 議員報酬月額の適正化③ 議員報酬の生活給としてのとらえ方④ 正副委員長報酬の創設を検討する必要がある。
----	---

【実施計画】

議員の報酬について、報酬等審議会において議題としてあげられ毎年度検討されることを期待する。

【実施年度】

平成12年度から

効果	<p>① 毎年報酬等審議会が開催されることにより、報酬が適正に評価される。</p> <p>② 報酬について、市民に理解される。</p>
----	---

(9) 政務調査費について

現状	<p>○笠岡市の状況</p> <p>昭和 59 年 11 月 1 日に「市政調査研究費補助金交付要綱」を定めた。当時は、1 人当たり月額 5 千円を交付していた。昭和 62 年度から 2 万円に、さらに平成 7 年度から月額 3 万円に増額され、現在に至っている。平成 12 年 5 月に地方自治法が改正され、条例の定めるところにより議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として政務調査費を交付することができるようになった。</p> <p>このため平成 13 年 4 月までに条例化を図る必要から行政改革推進特別委員会において条例案を検討してきた。そして平成 12 年 12 月議会において委員長から中間報告がなされ、政務調査費の条例案及び月額 5 万円程度の金額が示された。</p>
----	--

【実施計画】

平成 13 年 4 月 1 日までに条例化を図る。

効果	<ol style="list-style-type: none">① 議員の調査・研究基盤の充実を図ることができる。② 審議能力を強化できる。③ 先進的な自治体の取り組みや、政策ビジョンが反映される。
----	---

(10) 費用弁償について

現状	本会議（定例会・臨時会）、委員会（常任、議会運営、特別）の会議に出席したとき、出席した日1日につき、2千円を費用弁償としているが、平成11年度に限りこれを辞退したが平成11年4月1日～平成12年4月28日限時立法により、平成12年度から復活している。
----	---

課題	職務の執行に要した経費を償うために支給されるものであるが、実費弁償の性格を持つものである。 ① 金額を一律2千円ではなく、実費弁償を加味してはどうか検討する。 ② 自家用車での経費をどのように定めるか。 ③ 本会議が深夜に及んだときの島地部議員の宿泊料の扱いはどうか。 など、具体的な事例について検討する必要がある。
----	--

【実施計画】

課題について平成13年度から検討する。

【実施年度】

平成13年度以降

効果	① 費用弁償は、当然行われるべき制度として法的に保障されたものであり、議員の生活保障となる。 ② 費用負担の公平性が増す。
----	--

(11) 議員研修について

現状

議会の監視力、政策提言能力を充実するためには、議員の資質の向上は常に努める必要がある。

議員研修には「講演型」と「討議型」があるが、現在行われているのは「講演型」が多い。

笠岡市議会独自の研修会としては、初当選した議員に対し、議員として必要な基礎的知識を習得することを目的として、議員研修会を開催している。

さらに平成11年11月8日の全員協議会において「議員研修のあり方について」定め、平成12年から毎年笠岡市議会議員全員を対象にした独自の研修会の開催を計画している。

第1回笠岡市議会研修会を近隣の町議会議員へも案内し、平成12年8月21日に開催をした。

また、岡山県市議会議長会の主催による岡山県市議会議員研修会が年1回開催されている。さらに、平成11年から県下10市の持回りによる研修会が開催されている。

このほか議員個人、会派として各種研修会に参加をしている。

- ① 議員全員を対象として、笠岡市議会独自の研修会を年1回以上開催する。
- ② 正副議長のイニシアチブのもと、研修会を行う。
- ③ テーマの選定に当たっては、時宜を得たもの、市政において直面するもの、市民生活に応じたものとする。
- ④ 議員によるパネルディスカッションや、討論を組み入れ、議員相互の意見交換の場としても活用する。
- ⑤ テーマによっては、必要に応じて近隣の市町との間で、連携を取りながら研修会を合同で開催する。
- ⑥ 研修会の経費は、財政事情が好転するまで当面の間、政務調査費からこれに充てる。

課題	① 研修の運営において、議員によるパネルディスカッションや、討論を組み入れ、議員相互の意見交換の場としても活用を図る。 ② 運営資金の検討が必要である。
----	---

【実施年度】…平成 12 年度以降、毎年度実施。

評価	① 開催の規則を定め、自主開催したこと。 ② 近隣の市町が研修会に参加したこと。
----	---

(12) 交流事業について

現状	<p>平成元年9月議会において「都市交流調査特別委員会」が設置され、交流都市について検討がなされ、歴史的な交流の経緯、民間レベルでの交流の状況、地理的条件、人的条件などを検討した結果、大田市との友好都市縁組が決定された。</p> <p>そして平成2年3月に「笠岡市と大田市の友好都市縁組について」の議決が行われ、同年4月14日、笠岡・大田両市の合意に基づき、友好都市縁組の調印が行われた。</p> <p>議会としての交流は、毎年交互に両市を訪れ、主にスポーツを通して交流を深めてきた。</p> <p>しかし、両市の財政事情の悪化から、平成9年12月19日の全員協議会で「市の財政事情が好転するまで延期する。」と交流事業の中止を決定し、平成10年度から中止をしている。</p> <p>行政改革推進特別委員会で、平成12年度、平成13年度の交流も中止を決定した。</p>
----	---

課題	<ol style="list-style-type: none">① 事業目的・事業内容などさらに検討する必要がある。② 議会としての友好握手都市との交流を検討する。③ 交流事業に係る経費面の検討を含め、事業の再開を検討する。
----	--

【実施計画】

課題について平成13年度から検討する。

効果	<ol style="list-style-type: none">① 友好都市との交流進展が図れる。② 交流を通じて地域の活性化が図られ、議員の資質の向上が図られる。
----	---

(13) 行政視察について

現状	<p>常任委員会及び議会運営委員会の行政視察の旅費は、笠岡市から全国へ行ける費用を設定して12万円としていた。しかし、財政事情から、平成9年度から1人12万円を10万円に減額している。また、特別委員会の行政視察は、平成8年度から取りやめている。</p> <p>平成11年11月8日の全員協議会において「行政視察のありかた」について取り決めがなされた。</p> <p>さらに行政改革推進特別委員会で、常任委員会及び議会運営委員会の行政視察旅費は、現行どおりとし、特別委員会の行政視察は、調査の必要が生じたときに行けるよう予算措置をしておくことを平成12年12月18日の本会議において委員長報告をしている。</p> <p style="text-align: center;">☆平成11年11月8日 全員協議会 ～行政視察のあり方について～</p> <p>① 今まで以上に視察の目的を明確にし、さらに効果のある視察を行う。</p> <p>② 当面の間、常任委員会及び議会運営委員会の行政視察は、1人10万円以内で行う。</p>
----	--

課題	① 調査機能が、財政事情から制限されている。
----	------------------------

【実施計画】

平成13年度から課題についてさらに検討する。

【実施年度】

平成14年度から

効果	先進的な他都市の事例を調査研究を通じ、笠岡市と他都市との制度、行政運営の比較、及びハード面の比較ができる。
----	---